

支出合計 351,474,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額97,121,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	52,678,000千円
第1項 企業債	49,478,000千円
第2項 国庫補助金	65,000千円
第3項 一般会計出資金	728,000千円
第4項 固定資産売却収入	165,000千円
第5項 その他資本収入	2,242,000千円
収入合計	52,678,000千円

支出

第1款 資本的支出	149,799,000千円
第1項 建設改良費	129,873,000千円
第2項 企業債償還金	19,926,000千円
支出合計	149,799,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道建設改良事業	令和4年度～令和7年度	101,727,000千円
水道維持管理事業	令和4年度～令和5年度	378,000千円
水道施設補修事業	令和4年度～令和5年度	62,921,000千円
徴収事務委託事業	令和4年度～令和8年度	9,715,000千円
受託事業	令和4年度	272,000千円

合計 175,013,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業	45,279,000千円
借換債	4,199,000千円
合計	49,478,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は163,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

令和3年度東京都工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	4,416,500 m ³
2 一日平均配水量	12,100 m ³
3 給水件数	115件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1,910,000千円
第1項 営業収益	358,000千円
第2項 営業外収益	1,552,000千円
収入合計	1,910,000千円

支出

第1款 工業用水道経営費	8,079,000千円
第1項 営業費用	2,189,000千円
第2項 営業外費用	21,000千円
第3項 特別損失	5,869,000千円
支出合計	8,079,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,000千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	116,000千円
第1項 一般会計出資金	115,000千円
第2項 固定資産売却収入	1,000千円
収入合計	116,000千円

支出

第1款 資本的支出	137,000千円
第1項 建設改良費	137,000千円
支出合計	137,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は1,187,000千円である。

令和3年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,165,794m
(2) ポンプ所年間揚水量	890,000,000m ³
(3) 年間処理水量	1,786,000,000m ³
(4) 料金徴収基準数	5,966,930件
(5) 主要な建設改良事業 下水道建設事業	180,000,000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,190m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,960,000m ³
(3) 年間処理水量	381,000,000m ³
(4) 主要な建設改良事業 流域下水道建設事業	14,500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	363,949,000千円
第1項 営業収益	288,593,000千円
第2項 営業外収益	74,641,000千円

第3項	特別利益	715,000千円
第2款	流域下水道事業収益	33,847,000千円
第1項	営業収益	18,390,000千円
第2項	営業外収益	14,480,000千円
第3項	特別利益	977,000千円
	収入合計	397,796,000千円
支出		
第1款	下水道管理費	337,898,000千円
第1項	営業費用	324,171,000千円
第2項	営業外費用	13,627,000千円
第3項	予備費	100,000千円
第2款	流域下水道経営費	34,970,000千円
第1項	営業費用	34,467,000千円
第2項	営業外費用	503,000千円
	支出合計	372,868,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額173,060,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款	下水道事業資本的収入	177,382,000千円
第1項	企業債	110,776,000千円
第2項	一般会計出資金	11,889,000千円
第3項	国庫補助金	50,950,000千円
第4項	固定資産売却収入	1,518,679千円
第5項	建設収入	128,452千円

第6項	その他資本収入	2,119,869千円
第2款	流域下水道事業資本的収入	14,210,000千円
第1項	企業債	1,063,000千円
第2項	一般会計出資金	1,000千円
第3項	国庫補助金	8,866,000千円
第4項	市町村負担金収入	3,829,000千円
第5項	固定資産売却収入	446,000千円
第6項	代替地売却収入	4,000千円
第7項	その他資本収入	1,000千円
	収入合計	191,592,000千円

支出

第1款	下水道事業資本的支出	344,680,000千円
第1項	下水道建設改良費	217,000,000千円
第2項	企業債償還金	127,680,000千円
第2款	流域下水道事業資本的支出	19,972,000千円
第1項	流域下水道改良費	2,500,000千円
第2項	流域下水道建設費	14,500,000千円
第3項	企業債償還金	2,965,000千円
第4項	生活再建対策事業費	7,000千円
	支出合計	364,652,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	令和4年度～令和7年度	181,209,000千円
下水道維持管理事業	令和4年度～令和5年度	12,287,000千円

下水道施設補修事業	令和4年度	6,304,000千円
下水道施設の撤去	令和4年度	1,050,000千円
流域下水道建設改良事業	令和4年度～令和6年度	17,518,000千円
流域下水道施設補修事業	令和4年度	700,000千円
合計		219,068,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	86,226,000千円
流域下水道建設事業	790,000千円
借換資	24,823,000千円
合計	111,839,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

る。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は126,111,787千円である。

●東京都告示第六百三十三号

令和三年三月二十六日東京都議会の議決を得た令和三年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

令和3年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140,100,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,565,100,369千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	381,665,331	114,505,131	496,170,462
	01 国庫負担金	208,842,766	3,680,261	212,523,027
	02 国庫補助金	156,424,613	110,824,870	267,249,483
11	繰入金	835,731,428	25,595,234	861,326,662
	03 基金繰入金	823,999,504	25,595,234	849,594,738
12	諸収入	356,758,236	4	356,758,240
	09 雑入	78,842,415	4	78,842,419
歳 入 合 計		7,425,000,000	140,100,369	7,565,100,369

歳出

（単位 千円）

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	総務費	223,166,000	17,185,124	240,351,124
	05 区市町村振興費	103,185,980	17,185,124	120,371,104
04	生活文化費	27,635,000	387,000	28,022,000
	01 生活文化費	27,635,000	387,000	28,022,000
08	福祉保健費	1,258,929,000	121,029,790	1,379,958,790
	02 医療政策費	54,131,000	117,967	54,248,967
	05 高齢社会対策費	214,601,000	1,405,000	216,006,000
	06 少子社会対策費	322,121,000	2,571,661	324,692,661
	07 障害者施策推進費	200,609,000	200,200	200,809,200
	08 健康安全費	18,630,000	114,257,861	132,887,861
	09 施設整備費	46,312,000	2,477,101	48,789,101
09	産業労働費	526,328,000	710,455	527,038,455
	03 商工業振興費	438,948,000	63,894	439,011,894
	05 労働費	42,295,000	646,561	42,941,561
17	諸支出金	1,711,594,000	788,000	1,712,382,000

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
	02 他会計支出金	1,204,241,980	788,000	1,205,029,980
歳 出 合 計		7,425,000,000	140,100,369	7,565,100,369

令和3年度東京都病院会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都病院会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度東京都病院会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

		(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
1	患者数			
	普通 入院	3,626床	100床	3,726床
	延	1,191,725人	7,280人	1,199,005人
	合計 入院	4,800床	100床	4,900床
	延	1,551,980人	7,280人	1,559,260人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	178,580,000千円	1,529,000千円	180,109,000千円
第1項 医業収益	152,884,750千円	1,394,000千円	154,278,750千円
第2項 医業外収益	25,695,250千円	135,000千円	25,830,250千円
収入合計	178,580,000千円	1,529,000千円	180,109,000千円
支出			
第1款 病院事業費用	178,580,000千円	1,529,000千円	180,109,000千円
第1項 医業費用	176,442,226千円	1,529,000千円	177,971,226千円
支出合計	178,580,000千円	1,529,000千円	180,109,000千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条の一般会計から補助を受ける金額「38,374,000千円」を「39,162,000千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第9条のたな卸資産購入限度額「29,500,000千円」を「29,653,000千円」に改める。

令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ107,426,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,672,526,869千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	496,170,462	99,792,000	595,962,462
	02 国庫補助金	267,249,483	99,792,000	367,041,483
11	繰入金	861,326,662	7,634,500	868,961,162
	03 基金繰入金	849,594,738	7,634,500	857,229,238
歳 入 合 計		7,565,100,369	107,426,500	7,672,526,869

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	福祉保健費	1,379,958,790	626,500	1,380,585,290
	01 福祉保健管理費	12,576,000	626,500	13,202,500
09	産業労働費	527,038,455	106,800,000	633,838,455
	02 産業労働管理費	2,154,000	106,800,000	108,954,000
歳 出 合 計		7,565,100,369	107,426,500	7,672,526,869

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
本号
一筒月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
一七〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

